

河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川流水占用料等徴収条例（平成12年岩手県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(流水占用料等の額)</p> <p>第2条 県の区域内に存する河川について、法第23条の規定により流水の占用（水力による発電のためのものを除く。）の許可を受けた者にあつては別表第1に掲げる流水占用料を、法第23条又は第24条の規定により水力による発電のための流水の占用又は土地の占用の許可を受けた者にあつては別表第2に掲げる水力による発電のための流水占用料を、法第24条の規定により土地の占用（水力による発電のためのものを除く。）の許可を受けた者にあつては別表第3に掲げる土地占用料を、法第25条の規定により土石その他の河川の産出物の採取（以下「河川産出物の採取」という。）の許可を受けた者にあつては別表第4に掲げる河川産出物採取料を納付しなければならない。</p>	<p>(流水占用料等の額)</p> <p>第2条 県の区域内に存する河川について、法第23条の規定により流水の占用（水力による発電のためのものを除く。）の許可を受けた者にあつては別表第1に掲げる流水占用料を、法第23条若しくは第24条の規定により水力による発電のための流水の占用若しくは土地の占用の許可を受けた者又は法第23条の2の規定により流水の占用の登録を受けた者にあつては別表第2に掲げる水力による発電のための流水占用料を、法第24条の規定により土地の占用（水力による発電のためのものを除く。）の許可を受けた者にあつては別表第3に掲げる土地占用料を、法第25条の規定により土石その他の河川の産出物の採取（以下「河川産出物の採取」という。）の許可を受けた者にあつては別表第4に掲げる河川産出物採取料を納付しなければならない。</p>
<p>(流水占用料等の算定方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月未満のものについての土地占用料の額は、別表第3により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(流水占用料等の算定方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月未満のものについての土地占用料の額は、別表第3により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(流水占用料等の還付)</p> <p>第5条 法第23条から第25条までの許可について、当該許可を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等</p>	<p>(流水占用料等の還付)</p> <p>第5条 法第23条、<u>第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録</u>について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条</p>

をすることができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既に納付した流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付するものとする。

別表第2（第2条関係）

水力による発電のための流水占用料

発電所の区分		金額（1年につき）
1 揚水式発電所以外の発電所	(1)ア 昭和40年10月1日以後に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下この表において同じ。）を開始した発電所	次の式により計算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）
	イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	
	(2) (1)に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 1,976円×常時理論

第2項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既に納付した流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付するものとする。

別表第2（第2条関係）

水力による発電のための流水占用料

発電所の区分		金額（1年につき）
1 揚水式発電所以外の発電所	(1)ア 昭和40年10月1日以後に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下この表において同じ。）を開始した発電所	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）
	イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	
	(2) (1)に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 1,976円×常時理論

		水力+988円×（最大理論水力－常時理論水力）
2 揚水式発電所	<p>(1)ア 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所</p> <p>イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p>	<p>次の式により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 a$
	<p>(2) 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（(1)イに掲げるものを除く。）</p>	<p>次の式により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$
	<p>(3) (1)及び(2)に掲げる発電所以外の発電所</p>	<p>次の式により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時$

		水力+988円×（最大理論水力－常時理論水力）
2 揚水式発電所	<p>(1)ア 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所</p> <p>イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p>	<p>次の式により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 a$
	<p>(2) 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（(1)イに掲げるものを除く。）</p>	<p>次の式により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$
	<p>(3) (1)及び(2)に掲げる発電所以外の発電所</p>	<p>次の式により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時$

		理論水力) } × 補正 係数 b			理論水力) } × 補正 係数 b
[略]		[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。